

# ねんぎん「コーナー」

## 年金生活者支援給付金制 度ごしん

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

### 対象となる方

◆**老齢基礎年金を受給している方**  
次のすべての要件を満たしている必要があります。

- ・65歳以上であること
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税となっていること
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下であること

◆**障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・前年の所得が約462万円以下であること

### 請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金を

お受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から

請求可能な旨のお知らせを送付します。

同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。令和3年2月1日

までに請求手続きが完了しますと、

令和2年8月分からさかのぼって

受け取ることができます。

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きとあわせて年

金事務所または役場窓口で請求手

続きをしてください。

◆**日本年金機構や厚生労働省を装**

**った不審な電話や案内にご注意**

ください

日本年金機構や厚生労働省から

口座番号をお聞きしたり、手数料

などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求

でお困りになった時は、左記へお

電話ください。

【給付金専用ダイヤル】

☎0570-0511165

(ナビダイヤル)

### お問い合わせ

本庁住民課住基戸籍係

☎4312800

佐賀支所地域住民課総合窓口第2係

☎5513701

日本年金機構 幡多年金事務所

☎3411616



マイナンバーカードが保険  
証として利用できるよう  
になります  
(令和3年3月から運用スタート)

### ◆利用には事前準備が必要です

マイナンバーカードを保険証と

して利用するためには、事前に①

から③の準備が必要です。

① マイナンバーカードの取得(4

桁の利用者証明用電子証明書の

設定)

② マイナポータルの初期設定(ロ

グイン)

③ 健康保険証とマイナンバーカ

ードの紐づけ作業

◆サポートします

本庁住民課、佐賀支所地域住民

課では、保険証とマイナンバーの

紐づけ作業のサポートを行って

ます。

### お持ちいただく物

① マイナンバーカード

② マイナンバーカード交付時に設

定した暗証番号(4桁の利用者

証明用電子証明書)

※注意1

保険証とマイナンバーカードの

紐づけ作業を行っても、保険証

は交付されません。

※注意2

カードリーダーを備えていない

医療機関ではマイナンバーカ

ードの保険証が利用できません。

◆**マイナンバー(12桁の数字)は**

使いません

マイナンバーカードの保険証利

用は、ICチップの中の「電子証

明書」を使うため、マイナンバー

(12桁の数字)は使いません。また、

医療機関や薬局の受付窓口でマイ

ナンバーを取り扱うこともありま

せん。

◆**6つのメリット**

① 健康保険証として使えるよう

になります(マイナンバーカ

ード 電子証明期限内)

就職や引越しをしても、新し

い保険証を待たずにマイナンバ

ーカードで受診できます。ただ

し、従来どおり医療保険への届出は必要です。国民健康保険の方は役場へ届出をしてください。

② 医療保険の資格確認がスピーディーになります

医療機関や薬局の受付でカードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、時間が短縮されます。

③ 窓口への書類の持参が不要になります

オンラインによる医療保険資格の確認により、高齢受給者証や高額医療費の限度額証などの書類の持参が不要になります。

④ 保険管理や医療の質の向上につながります

マイナポータルで、かかりつけの医師や歯科医師がオンラインで薬剤情報や特定健診情報を、また、薬剤師も薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報をもとに診察や服薬管理が可能となります。

⑤ 医療保険の事務コストの削減になります

医療費の請求誤りや未収金が減少するなど、保険者などの事務処理のコスト削減につながります。

⑥ 医療費控除も便利になります  
マイナポータルを活用して、ご

自身の医療費情報を確認できるようにになります（令和3年秋頃予定）。

確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費控除を取得し、医療機関などの領収書がなくても手続きができるようになります（令和3年分からの実施予定で、準備が整ったものから順次拡大していく予定です）。

○お問い合わせ  
本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 4312800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係

☎ 5513701

**ペットを飼っている皆さんへ**

災害時のペットとの同行避難について

災害時、ご自身と大事なペットを守るために、いまでできることを考えましょう。

**◆飼いがいまやるべきこと**

- ・ ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェック
- ・ 最低限のしつけや、ケージにならす訓練、マイクロチップなどによる所有明示
- ・ 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難

**セットの準備**

ペットの受入れ対応を含め、事前に避難場所の確認

**◆もし被災してしまったら**

災害時にはペットを落ち着かせ、迷子にさせないよう注意し、ペットとともに同行避難をしましょう。また、自治体の避難指示などには従うようにしましょう。

なお、同行避難とは、避難所までの避難行動（行為）のことをい

ます。避難所で、ペットと人が同居スペースで過ごすことなどの同行避難を指すものではありません。詳しくは、環境省ウェブサイト

の「災害、あなたとペットは大丈夫？」人とペットの災害対策ガイドラインへ一般飼い主編」をご覧ください。

○お問い合わせ

本庁 住民課 環境保全係

☎ 4312800

**あなたの就職応援します  
高知県立地企業合同企業説明会**

来場型とオンライン参加を併用した合同企業説明会を開催します。参加企業の採用担当者による会社説明のほか、企業個別ブースでの

詳細な説明やハローワークの相談コーナーもあります。

求職中の方をはじめ、学生やその保護者の方など、どなたでも参加できますので、ぜひお気軽にご参加ください。なお、会場は新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液や飛沫防止間仕切りの設置などを行います。

**◆日時**

10月20日（火）午後1時～午後4時（受付開始午後0時30分）

**◆場所**

四万十市立文化センター

**◆申込み**

参加申込み不要（ただし、オンラインでの参加には事前申込みが必要です）

**◆参加費**

無料

**◆そのほか**

履歴書不要、入退場自由、服装自由、無料駐車場有  
参加企業の情報やそのほか詳細については、高知県庁企業立地課ホームページをご覧ください。

○お問い合わせ

高知県庁 企業立地課

☎ 088-823-9881